

令和6年度予算編成要綱

令和6年度の予算編成については「令和6年度予算編成方針について（依命通達）」によるほか、この要綱によるものとする。

1 総括的事項

（年間予算の編成）

- (1) 予算の見積りにあたっては、国・県及び経済の動向を注視しながら各種資料に基づき、年間を通じて予定される全ての収入支出を漏れなく計上すること。

（事務事業の見直し）

- (2) 財政の健全性の維持及び行政改革の推進に向けた取組みや事業効果検証の結果は的確に見積りに反映させること。

既存事務事業については、過去の決算の分析・評価・課題の整理を行い、最少の経費で最大の効果をあげるよう、選択と集中の視点で抜本的に見直し、的確に見積りに反映させること。

（新規・拡充事業）

- (3) 新規事業及び拡充事業については、事業実施の目的・効果・実施にあたっての課題を明確にし、議会や市民説明など、対外的に発信することを念頭に、真に必要かつ緊急なものについてのみ見積もること。

（第1次実施計画事業）

- (4) 第1次実施計画事業は、緊急性、必要性、事業費、財源等を改めて精査したうえで見積もること。

（歳入）

- (5) 歳入の見積区分は別表1のとおりとする。

歳入の見積りにあたっては、社会経済情勢や国・県の予算編成の動向を見極め、過去の実績などあらゆる資料に基づいて正確にその財源を捕捉し、適切な予算見積もりを行うとともに、財源確保の観点から、零細な歳入についても、漏れなく見積もること。

また、年々増大し、かつ多様化する行政需要に対処するため、歳入の新規開拓及び確保に積極的に努めるとともに徴収率の向上についても一層努力すること。

（経常的経費）

- (6) 歳出の見積区分は別表2のとおりとする。

経常的経費は、令和5年度の決算見込みを参考とし、見積もること。

また、経常A経費に係る一般財源額は、別途通知した見積限度額以内で見積もること。

なお、予算執行段階での経費節減や歳入の確保策として効果が認められる次の事項については、その効果額の一定割合を見積限度額に加えて付与する。

- ア 予算執行段階において、創意工夫による経費削減が図られたもの
- イ 歳入確保の先進的な取組
- ウ 資産（土地、空き床）の貸付
- エ 広告料収入
- オ 寄附金収入
- カ 資産（土地、空き床）の公募処分

（臨時的経費）

（7）臨時的経費は、次の経費を除き、別途通知した見積限度額以内で見積もること。

- ア 債務負担行為償還金
- イ 人件費（増員・欠員）
- ウ 積立金
- エ 行政改革またはスマートシティの推進に資する事業
- オ 債権管理に関する取組み
- カ こども・若者の意見反映事業
- キ 国家戦略特区制度を活用した取組事業
- ク 内部統制におけるリスク低減等に資する取組事業
- ケ 千葉県型コンパクト・プラス・ネットワークの実現に資する事業
- コ 地域環境保全基金（森林環境譲与税）を活用した取組事業
- サ 千葉県まちづくり未来研究所の提案に係る関連事業
- シ 幕張新都心まちづくり将来構想の実現に資する取組事業
- ス 脱炭素社会の実現に資する取組事業
- セ 河川（花見川、都川、鹿島川）を活用したまちづくりに資する事業
- ソ 人口減少抑制（転入促進、転出抑制、出生数増加）に資する取組事業
- タ 千葉開府900年記念事業についての取組事業
- チ ウォークアブル推進に資する事業
- ツ 区要望の実現に資する取組事業
- テ その他財政局長が認める事業

（見積限度額の相互流用）

（8）各局の自主性・戦略性に基づく、施策の選択・重点化を促進する観点から、経常的経費・臨時的経費における、見積限度額の相互流用を可能とする。

(特別会計等の独立採算)

- (9) 特別会計・企業会計については、一般会計との負担区分を明確にし、ただ漫然と財源不足を一般会計に依存することなく、業務運営の合理化に徹するとともに、事業収入の確保に努力し、独立採算性の堅持及び健全経営の確保に努めること。

また、特別会計等の経営健全化・安定化のために策定した計画（中長期経営計画やアクションプラン等）は、その内容を的確に見積もりに反映させること。

(区要望等の取扱い)

- (10) 市民からの要望等を的確に把握するとともに、見積もりにあたっては、関連する各区との調整を十分に行うこと。

(指摘要望事項の取扱い)

- (11) 予算・決算審査特別委員会及び監査委員の指摘事項等については、十分検討し、適切に対処すること。

(外郭団体の取扱い)

- (12) 外郭団体については、「外郭団体の組織、運営等のあり方に関する指針」及び「外郭団体指導要綱」に基づき、市の関与のあり方を踏まえたうえで、効率性や公共性の視点などから徹底した見直しを行い、経費の合理化・効率化に努めること。

(民間機能の活用)

- (13) 施設の整備、維持管理、運営等については、PFIの導入や指定管理者制度の活用などにより、できる限り民間資金やノウハウ等を活用すること。

指定管理者制度を導入する施設については、関連する指針や通知に基づき、その効果を反映させて見積もること。

2 歳入に関する事項

(市税)

- (1) 市税は歳入の大宗をなすものであり、その見積もりにあたっては、経済の動向を十分勘案し、過去の収納実績や決算見込み等を参考として、年間収入見込額を見積もること。

特に、自主財源の確保と市民負担の公平性の観点から、課税客体の完全な捕捉及び徴収率の一層の向上に努めるとともに、滞納繰越分については、滞納整理の早期着手、早期処分などにより実効性のある徴収対策を講じ、その解消に全力を尽くすこと。

なお、国における税制改正の動向にも注意し、財政課との連絡を密にすること。

(公共料金)

- (2) 使用料・手数料等の公共料金の新設及び改定にあたっては、適正な料金設定に努めること。特に、長期間改定の行われていないものについては、積極的な見直しを行うこと。

公共施設等については、「千葉市公共施設使用料等設定基準」等に基づき、使用料等の見直しを行うとともに、無料施設については有料化について検討すること。

なお、公共料金の新設及び改定に伴う使用料・手数料等の増額分については、臨時的歳入として取り扱うこと。

(国・県支出金)

- (3) 国・県支出金については、本市事業の重要性について、十分な理解が得られるよう関係各機関に積極的な働きかけを行うとともに、国の概算要求段階では示されていない事項要求の動向等、予算編成の情報収集に努め、的確に所要額を確保すること。

(財産収入)

- (4) 利用計画が見込めない市有財産は、適正価格による処分又は定期借地を含む貸付を行い、収入の確保に努めること。

また、施設の空きスペースについても、安易に会議スペースや倉庫とするのではなく、外部への貸付を積極的に検討し、収入の確保に努めること。

なお、「千葉市公共施設等総合管理計画（令和5年3月改訂）」に基づき、各施設の利用状況等について、把握、精査を行うとともに、施設の機能を整理し、施設利用の効率性向上を図ること。

また、今後、予定される施設の再配置（複合化や集約化、類似機能の統合等）にあたっては、資産経営課と連携して取り組むこと。

(広告料収入)

- (5) 広告料収入については、広報印刷物やホームページ、公共施設など市の資産全般について広告媒体となり得るか徹底的に検証し、財源を確保すること。

(市債)

- (6) 市債については、後年度における公債費負担の適正化を図るため、適正規模の市債発行とする必要があることから、より効果的な活用に努めること。

また、地方交付税措置があるものなど、有利な市債を選択するとともに、事業の適債性・充当率等については、財政課・資金課と協議すること。

3 歳出に関する事項

(人件費)

(1) 新たな行政課題や複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、組織の簡素化、効率化に努めるとともに、定員管理の適正化や民間委託の推進などにより、人件費の抑制を図ること。

また、会計年度任用職員については、事業の執行方法の見直しを行うなど、定数基準に基づく職員等を除き、極力抑制に努めること。

(扶助費)

(2) 扶助費については、少子・超高齢社会への的確な対応を基本とし、内容及び必要性等について十分に調査検討の上、可能なものは積極的に見直すこと。

特に、法定扶助費以外の扶助費については、スクラップ・アンド・ビルドを前提に、所得制限の導入や類似事業との統合などを見直しを行い、経費を抑制すること。

(物件費)

(3) 物件費については、次に掲げる事項を中心に事務事業の簡素化、合理化等により経費の節減を徹底すること。

- ・ 審議会の視察旅費は、原則休止とする。
- ・ 印刷物、刊行物等は、その必要性を精査し、印刷形態、部数及び発行回数等を見直しを行うとともに、内部印刷の検討も行うこと。
- ・ 委託料の積算については、できる限り標準作業量、標準処理時間、標準賃金の把握に努めるとともに、各業務の項目、内訳別に原価計算方式に基づいて算定すること。なお、最低賃金など労働関係法令に違反しないよう留意すること。
- ・ 施設管理運営費は、仕様や管理体制の抜本的な見直しを図ることとし、光熱水費や通信運搬費等をできる限り節減すること。特に清掃・機械設備等の維持管理委託については、競争原理の導入を原則とし、仕様及び単価等を見直すこと。

(補助金等)

(4) 補助金等については、社会経済情勢の変化を踏まえ「補助金の適正化ガイドライン」に基づき、公益性や有効性などの視点から検証を行い、適正化を図ること。

特に、補助事業により作成した刊行物に掲載される広告料収入など、補助対象経費に充当すべき収入を的確に把握し、補助金額を適正に積算すること。

なお、長期間にわたり補助金を支出しているものについては、原則として3～5年程度の交付期限を新たに設定し、期限到来時にはゼロベースで見直すこと。

また、恒常的補助金については、社会経済情勢の変化により、存続する意義の薄れたもの、あるいは補助効果が乏しくなったものについては、廃止又は縮減など、見直しを図ること。

(補助事業等)

- (5) 国・県補助事業については、国・県の予算編成の動向を的確に把握し、本市における事業の必要性・効果等を全般にわたり慎重に検討したうえで見積もること。

負担金については、国・県・市間の経費負担区分を明確にし、超過負担の解消を積極的に関係各機関に働きかけること。

また、国・県その他の団体から本市が委託を受けて実施するいわゆる受託事業については、原則として受託金の範囲内で賄うものとする。

(施設の整備)

- (6) 「千葉市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設総量の縮減を図るとともに、施設を新設、改築する場合は、計画・設計・施工等の各段階において「公共建築整備マニュアル」に基づきその内容を検討したうえで、適切に見積もりに反映させること。

(用地取得)

- (7) 用地取得にあたっては、公示価格、売買実例等を参考として適正価格により見積もるとともに、既存の未利用地の活用や借上げによる用地確保策についても検討すること。

なお、文化財保護の見地から文化財課と事前に協議するとともに、管財課とも事前に協議すること。

また、未利用地の活用にあたっては、事前に資産経営課及び管財課と協議すること。

(公共用地の先行取得)

- (8) 公共用地先行取得等事業債を財源とする用地の取得については、公共用地取得事業特別会計において一括経理するため、該当する用地買収費とこれに係る手数料等の必要事務費を同会計にて見積もること。

なお、同会計において既に取得済みの用地にあつては、公共用地先行取得事業債の定時償還に係る経費を見積もること。また、令和6年度に施設整備を行う場合には、同事業債の繰り上げ償還に係る経費を見積もること。

(債務負担行為)

- (9) 債務負担行為は、後年度の財政運営を圧迫する要因とならないよう、歳出予算と一体的に検討して、対象事業および限度額について十分精査し、真に必要なものに限り設定すること。

4 その他の事項

(関係書類の取扱い)

- (1) 予算編成過程における関係書類については、いまだ本市としての意思が決定されたものではないので、その取扱いについては、特に慎重を期すこと。

(見積書の変更)

(2) 予算見積書については、誤記、誤算の無いよう照合検算を十分行って、浄書提出すること。

予算見積書の提出後において、止むを得ずその内容を変更する必要がある場合には、すみやかに財政課と協議すること。

(関係機関等との調整)

(3) 見積もりにあたり、関係機関等と調整を要するものについては、十分に事前協議を行い、要望等を的確に把握し、見積もり誤りや漏れ、重複等のないように注意すること。また、外部委託等により実施予定の事業については、当初予算案の公表時において、当該事業に係る公表可能な事項、公表すべきでない事項をあらかじめ委託予定先等に確認するとともに、予算ヒアリングにおいて財政課に確実に伝達すること。

(予算編成に関する情報の公開)

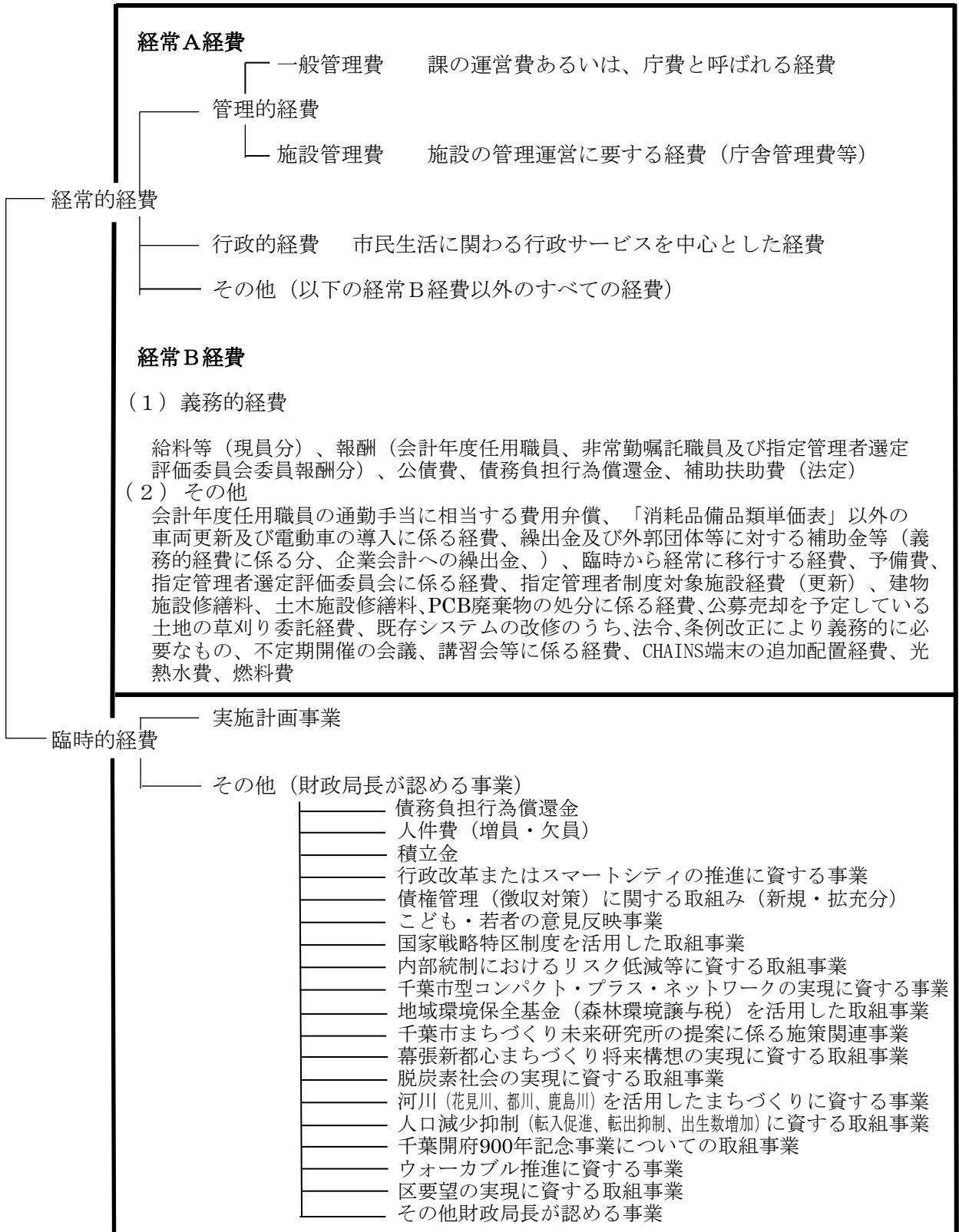
(4) 予算編成の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすため、予算編成方針や予算要求の内容、査定結果など予算編成過程を公開する。

【別表 1】

見積区分（歳入）

款	経常的収入	臨時的収入
1 市税	全 額	
2 地方譲与税	全 額	
3 利子割交付金	全 額	
4 配当割交付金	全 額	
5 株式等譲渡所得割交付金	全 額	
6 分離課税所得割交付金	全 額	
7 法人事業税交付金	全 額	
8 地方消費税交付金	全 額	
9 ゴルフ場利用税交付金	全 額	
10 自動車取得税交付金	全 額	
11 環境性能割交付金	全 額	
12 軽油引取税交付金	全 額	
13 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	全 額	
14 地方特例交付金		
15 地方交付税	普通交付税	特別交付税
16 交通安全対策特別交付金		全 額
17 分担金及び負担金	現行料金分	新設・改定に伴う増額分
18 使用料及び手数料	現行料金分	新設・改定に伴う増額分
19 国庫支出金	生活保護費収入等経常的経費の 特定財源となるもの	建設事業費等臨時的経費の特定 財源となるもの
20 県支出金	重度心身障害者医療費収入等 経常的経費の特定財源となる もの	建設事業費等臨時的経費の特定 財源となるもの
21 財産収入	不動産売払収入以外の収入	不動産売払収入
22 寄附金		全 額
23 繰入金		全 額
24 繰越金		全 額
25 諸収入	臨時的収入以外の収入	臨時的経費の特定財源となるもの 広告料収入（新規）
26 市債		全 額

見積区分（歳出）



※ 特別会計への繰出金については、
 特別会計の 経常的経費 — 経常的収入 = 一般会計の経常的経費
 臨時的経費 — 臨時的収入 = 一般会計の臨時的経費 } とする。